



4月6日

臨時第12回中央執行委員会を開催！ 以下の事が確認される！！

①中央執行委員長(吉川英一君)の制裁申請と執行権停止
および組合員権の一部停止の緊急措置。

理由

1. 闘争委員会の最高責任者でありながら、自ら闘争破壊する発言を繰り返してきた。
2. 12地本を3グループに分け、臨時大会の開催要求している盛岡・秋田・仙台・大宮・千葉・横浜地本を「労働者とは思えない」と決めつけ、批判対象とした。
3. 不当労働行為に対する12地本の足並みが乱れている中で組織の最高責任者としての指導性が問われた。
4. 「臨時大会を混乱させるよう3地本には奮闘を期待している」と自ら発した臨時大会開催に向けた「指令」を自らの言動によって否定した。

②中央執行委員長代理は、村田俊雄 中央執行副委員長とする。

③中央執行副委員長・東京地本執行委員長(宮澤和広君)の制裁
申請と執行権停止および組合員権の一部停止の緊急措置。

理由

1. 労働委員会への申し立てに際し、確立した慣習・慣例を逸脱し、組織の混乱をもたらした。
2. 東京地本本社支部ならびに東京総合車両センター支部に対し、中央執行委員会への申請・承認を行わず「執行権停止」を行い、組織運営を乱した。
3. 秘匿すべき情報を分会代表者会議で明らかにするなど、組合の目的および事業の遂行を妨げる行為を行った。

④「中央闘争委員会」の解散。

⑤闘争指令第4号(2018年2月24日発出)2項に対する解除。

臨時大会を成功させ、信頼される組織を創り出そう！